

【平成 29 年度に当機構が実施した専門学校第三者評価について】

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

1 評価の目的

この評価は、専門学校の教育水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます）が実施します。

(1) 機構が定める評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、専門学校（以下「学校」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育活動等の質を保証すること。

(2) 学校の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動等の改善・向上に資すること。

(3) 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

2 評価の実施体制

機構は、評価委員会を組織し、評価を実施します。評価委員会は、専門学校に関して高く広い知見を有する学校関係者、高等学校関係者および業界関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する見識経験を有する者によって構成します。なお、受審校の分野や数により、評価委員会のもとに複数のチームを置くこともあります。

3 評価プロセスの概要

評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 学校における自己評価

各学校は、「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析状況を総合した上で、基準ごとに行いました。

② 基準ごとに、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、その旨の指摘も行いました。

③ 学校全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての学校が機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準がある場合には、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各学校が作成した自己評価書（学校の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む）の分析、および、機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「評価実施手引書」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

(1) 機構は、平成 29 年 3 月に、当機構の評価基準、評価実施体制、評価プロセス、評価方法、自己評価書の記載方法等について説明するセミナーを開催いたしました。

(2) 機構は、平成 29 年 1 月から 5 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 3 つの学校（以下「対象校」とよびます）の評価を実施することとなりました。

学校法人 MGL 学園 高崎動物専門学校

学校法人愛知理容学園 アリアーレビューティール専門学校

学校法人修成学園 修成建設専門学校

(3) 機構は、上記申請期間中に申請があった各校を個別に訪問し、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容および方法等に関する個別説明を実施しました。

(4) 機構は、平成 29 年 8 月末に、対象校から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象校の評価は、次のとおり実施しました。

9 月 書面調査の実施

第 1 回評価委員会の開催

10 月 書面調査結果の対象校に対する通知

11 月 訪問調査の実施(書面調査で確認できなかった事項を中心に対象校の状況を調査)

12 月 第 2 回評価委員会の開催

(5) 機構は、以上の結果を踏まえ、平成 29 年 12 月に、評価委員会で「第三者評価報告書(案)」を決定し、対象校へ通知しました。

(6) 機構は、第三者評価報告書(案)の内容に対する意見の申立ての機会を設け、平成 30 年 1 月末をその期限として設定いたしましたが、対象校からの意見申立てはありませんでした。その結果、平成 30 年 2 月に、最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 29 年度に専門が校第三者評価を実施した 3 つの専門学校のすべてが、機構の定める評価基準を満たしているとの評価結果になりました。

7 「専門学校第三者評価」評価委員会委員（平成30年1月現在、アイウエオ順）

伊東 昭彦	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド美容専門学校副校長
江島 夏実	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長
○川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
川畑 剛	株式会社コジマ代表取締役社長
佐藤 友彦	株式会社アクシス取締役
徳重 隆	公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会事務局長
富田 正次	全国定時制通信制高等学校長会 事務局長
廣島 康裕	大学改革支援・学位授与機構特任教授
丸山 一彦	学校法人中央情報学園早稲田文理専門学校副校長
※ ○	は評価委員長

(1) 学校法人 MGL 学園高崎動物専門学校の評価チーム

伊東 昭彦	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド美容専門学校副校長
江島 夏実	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長
○川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
川畑 剛	株式会社コジマ代表取締役社長
富田 正次	全国定時制通信制高等学校長会 事務局長
※ ○	は評価チームリーダー
事務局	中村多美子（一般社団法人専門職高等教育質保証機構）

(2) 学校法人愛知理容学園アリアーレビューティー専門学校の評価チーム

江島 夏実	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長
○川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
佐藤 友彦	株式会社アクシス取締役
富田 正次	全国定時制通信制高等学校長会 事務局長
丸山 一彦	学校法人中央情報学園早稲田文理専門学校副校長
事務局	大住恭仁子（一般社団法人専門職高等教育質保証機構）

(3) 学校法人修成学園修成建設専門学校の評価チーム

江島 夏実	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長
○川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
徳重 隆	公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会事務局長
廣島 康裕	大学改革支援・学位授与機構特任教授
丸山 一彦	学校法人中央情報学園早稲田文理専門学校副校長
事務局	石原 裕子（一般社団法人専門職高等教育質保証機構）

以上